

JAMの主張

長時間・過重労働は明白

「新たな労働時間制度」阻止！

機関紙 J A M 2014 年 6 月 25 日発行 第 184 号

安倍内閣は、6月24日の閣議で決定した「日本再興戦略改訂版」の中で「新たな労働時間制度の導入」として、「働いた時間ではなく成果に応じた賃金を支払う新たな労働時間制度」を創設することとし、その対象者として「職務が明確で高い職業能力のある人」で「年収1,000万円以上」の労働者としている。

この新制度は、第一次安倍政権が2007年に「ホワイトカラー・エグゼンプション」として提案した類似の制度であり、当時JAMは「残業ゼロ法案に反対する」として、連合の仲間の先頭に立って強力に導入を反対し、新制度導入を撤回させた経緯がある。

産業競争力会議の資料では、「世界トップレベルの雇用環境を実現するための新たな労働時間制度」としている。しかし、これは「だまし絵」そのもの以外の何ものでもない。新制度が導入された場合、健康確保のための厳格な長時間労働防止対策も示されていないことも含めて、残業代も払わずに労働時間の上限規制を緩和することになり、そうなれば労働者の長時間・過重労働につながることは明白である。

労働基準法では、法的な強制力を伴う労働時間の実質的な量的上限規制も盛り込まれておらず、この制度を一度導入してしまったら歯止めが効かなくなることも予想される。むしろ、いま労働時間問題に関する喫緊の課題は、労基法第37条の「時間外割増率50%の中小企業に対する経過措置」の早期廃止であり、さらには長時間防止対策としての「勤務時間インターバル規制の導入」や「労働時間の量的上限規制のルール化」にむけた取り組みでなければならない。加えて「サービス残業問題」の早期解決も社会的な大きな課題である。

そもそも雇用・労働に関する問題は、国連組織の一つである「国際労働機関（ILO）」で定められた「三者構成原則」にもとづき、公労使で構成する労働政策審議会で議論されるべきもので、安倍内閣が進めている議論のプロセスは、日本も批准している「ILOの基本理念」に反していることになる。要するに安倍政権は「企業を見て国民を見ていない」と言わざるを得ない。

われわれJAMは、第一次安倍内閣が2007年当時に提案して労働界からの強い反対で撤回したホワイトカラー・エグゼンプションの時を上回る強力な体制で反対の意思を示し、子育てや介護などをはじめとする多様な働く者のニーズに対応した雇用・労働ルールの整備に取り組んでいく。